

之心、仍余申給受領給如何、其氣色甚能、仍聞可給之由了、又隨身事同被命、承此由等退出、參內啓皇太后宮○藤原彰子此由、其氣色非可云候宿、七日壬申、早朝從內罷出、可然上達部多來、相定云、如此事日可延、只今吉平可被問日、又申曰、非可忌者、召吉平問、申云、明後日吉日、彼日早可被行者也、雜事相定了、即參皇太后、啓案內退出、

〔左經記〕寛仁元年八月十七日壬午、參內、大殿以頭左中辨被聞攝政殿云、前坊奉授院號、并年官年爵如舊時春宮、又停止進屬、被任判官代主典代如元、兼又左右近衛各五人、可爲隨身之由等也、今日依欠日不被下宣旨、廿三日戊子、申二刻被渡壺切御劍於東宮件御劍須御讓位日被渡東宮也而有障日被渡新宮似有靈感、廿五日庚寅、又改前坊爲小一條院、并年官年爵御封等事如元、兼又止進屬爲判官代主典代、并以左右近衛各五人、可爲隨身之由、右少辨奉宣旨仰右大將、大將即召大外記文義朝臣、於膝突仰之云々、

〔大鏡左大臣師尹〕一のみこ敦明親王とて、式部卿と申し程に、長和五年正月廿九日、三條院おりさせ給へば、たうだい○後一條位につかせ給ひて、この式部卿の宮東宮にたゝせ給ひにき○中院條、三年はせさせ給ひてのち、二年ばかりありて、いかゝ思召けん、宮たちと申し、をり、よろづにあそびならはせ給ひて、うるはしき御ありさまいとくるしく、いかでかくてあらばやとおぼしならひて、皇后宮○三條后媛にかくなんおぼえ侍ると申させ給ふを、いかでかはげにさもとはおぼさんずる、すべてあさましくあるまじきことのみいさめ申させ給ふにおぼしまりて入道殿○藤原道長に御消息ありければ、まるらせ給へるに御物がたりこまやかにて、此位さりてたゞ心やすくてあらんとなん思ひ侍ると聞えさせければ、さらにくうけたまはらじ、さは三條院の御すゑはたえぬとおぼしめしおきてさせ給ふか、いとあさましくかなしき御事なり、かゝる御心のつかせ給ふ御事はこと事ならじ、古冷泉院の御ものゝけなぞのおもはせたてまつるなり、さ